土浦市公共施設包括管理業務委託に係るサウンディング調査実施要領

令和6年3月25日 土浦市 行革デジタル推進課

1 サウンディング調査の趣旨

土浦市(以下、「本市」という。)では、市有施設の維持管理について品質の向上と業務の効率 化を図るため、従来は、施設ごと、業務ごとに発注していた保守点検や修繕等の業務について、 複数の施設、業務を一括して委託する包括管理業務委託の導入を検討しています。

本業務委託の導入を検討するにあたって、民間事業者のノウハウを活かした実効性の高い事業とするため、民間事業者との「対話」を通じて、民間事業者の事業参入意向、参入しやすい公募条件等を整えるために、公募型サウンディング調査を実施します。

なお、調査への参加の有無や調査における意見の内容は、受託予定者選定時の提案審査には一切影響しません。

【参考】本調査のスケジュール

- ①実施要領の公表 令和6年3月25日(月)
- ②参加申込の期限 令和6年4月18日(木)午後5時
- ③意見交換実施期間 令和6年4月22日(月)~4月25日(木)
- ④調査結果の報告 令和6年5月下旬

2 調査の概要

(1)対象者

公共施設の包括管理のご提案に意欲のある法人又は法人のグループ。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者及び同条第2項の規定に基づく土浦市の入札参加の制限を受けている者。
- イ 土浦市工事請負業者等指名停止等措置要綱(平成11年3月31日告示第22号)に基づく 指名停止措置を受けている者。
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者 又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている 者。(再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。)
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号 に規定する者。

(2)業務範囲

- ①対象施設 別紙1「対象施設・業務一覧」のとおり
- ②業務の種類 ア、保守・点検等 別紙1「対象施設・業務一覧」のとおり
 - イ. 修繕業務(130万円未満)
 - ウ. 巡回・点検業務(建築物及び設備等に関する現地調査、不具合対応)

- ③予算規模(対象施設の令和2~4年度決算ベースの年平均額)
 - ア. 保守・点検等:約92,000千円
 - イ. 修繕業務:約52,000千円
- ※調査の対象施設及び対象業務は、現時点で包括管理業務委託の導入を検討している範囲です。調査の結果等を踏まえ、決定する予定です。
- (3)契約期間 令和7年4月1日~令和12年3月31日

3 サウンディング調査の内容

(1)参加申し込みについて

参加を希望される場合は、別紙2「エントリーシート」及び別紙3「概算事業費算出表」を記入の上、土浦市行革デジタル推進課まで電子メールにてお送りください。

【参加申込期限:令和6年4月18日(木)午後5時まで】

※別紙3「概算事業費算出表」については算出可能な範囲でかまいません。

(2)意見交換への出席

市が意見交換対象事業者を選定し、個別に連絡します。

対象事業者に選定された場合は、以下のとおり意見交換への出席をお願いします。

- ①実施日程 令和6年4月22日(月)から4月25日(木)の10:00~17:00 この期間内でヒアリング可能日時をお知らせください。対象事業者には、電子メールまた は電話で連絡し、個別に日程調整をさせていただきます。なお、調整により上記期間外に実 施する場合もあります。
- ②実施場所 土浦市役所本庁舎(土浦市大和町9-1)
- ③意見交換時間 1事業者あたり60分程度
- (3)意見交換の実施方法
 - ①事業者のアイデア・ノウハウを保護するため、個別に意見交換を実施します。
 - ②関連資料がある場合は、できるだけ事前に電子メールで提出してください。
 - ③包括管理業務委託の仕様について意見交換を行います。
 - ④現地見学会・説明会等は開催しません。
 - ⑤本調査と関連しない内容については意見交換しません。
 - ⑥状況に応じて、本市から複数回の意見交換をお願いする可能性があります。

(4)意見交換のテーマ(案)

- ① 本市の包括管理業務委託への参加意欲について
- ② | 包括管理業務委託導入のメリット・デメリットについて
- ③ 公募型プロポーザル方式による提案募集時において本市に提示してほしい資料やその他要望について
- ④ | 業務範囲・業務量について(対象施設、対象業務等)
- ⑤ | 業務の履行体制について(業務フロー、事務所、駐車場、常駐スタッフ等)
- ⑥ 業務開始までのスケジュールについて
- ⑦ 契約期間について

- ⑧ 市内事業者等の受注機会の確保について
- ⑨ マネジメントフィーの考え方について
- ① 概算事業費について
- ① その他、要望・意見について

(5)サウンディング調査の結果の公表

令和6年5月下旬を目途に、調査結果の概要を個別にお知らせします。なお、参加事業者 の名称や参加事業者のノウハウに係る部分は公表しません。

4 留意事項

(1)費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、事業者の負担とします。

(2)提出書類の取り扱い・著作権等

提出書類の著作権はそれぞれの事業者に帰属しますが、提出書類は返却しません。本市は本事業の検討以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。

(3)本市からの提示資料の取り扱い

本市が提供する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用してはなりません。また、事業者は、参加にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。

(4)追加質問への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加のヒアリングや、アンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力お願いいたします。

5 問い合わせ先

土浦市 市長公室 行革デジタル推進課 公共施設マネジメント推進室

(行政機構見直しにより、4月1日から「行政経営課 公共施設マネジメント推進室」となります)

担当:川中、藤原

TEL: 029-826-1111(内線2497)

FAX:029-822-9252

E-mail: jimu@city.tsuchiura.lg.jp